

## 6 定年後の社会保険制度

退職後は、働くか働かないか、また、働く場合にはその働き方（被用者か自営か）、被用者の場合にはその就労先（国か民間か）及び就労形態（フルタイムか短時間か）に応じて、それぞれに対応する社会保険制度に加入することになります。

### (1) 年金

#### ア 厚生年金保険

退職後に民間企業に再就職する場合は、勤務先の事業所が厚生年金保険の適用事業所であり、1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上（以下「4分の3基準」といいます。）の70歳未満の方は、厚生年金保険に加入することになります。加入手続は事業所側が行います。

また、再任用短時間勤務職員となった場合においても、4分の3基準に該当するときは、厚生年金保険に加入することになります。なお、4分の3基準を満たさない場合であっても、次の4要件の全てを満たす職員（雇用期間が2か月を超える見込みがある者に限る）については、厚生年金保険に加入することになります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 所定内賃金が月額8.8万円以上（年収106万円以上）であること（令和8年10月に撤廃が予定されています。）
- ③ 学生でないこと
- ④ 特定適用事業所（従業員数が51人以上の企業、国・地方公共団体の機関は、規模に関係なく該当）又は任意特定適用事業所（被保険者等の同意に基づく事業主の申し出により、短時間労働者の適用拡大の対象事業所となった事業所）に勤務していること

#### イ 国民年金

60歳前に退職した後、どこにも再就職しない場合や自営業を営む場合には、本人及び60歳未満の被扶養配偶者のうち、厚生年金保険に加入していない方は、60歳まで国民年金の第1号被保険者となります。居住する市区町村の年金担当課又はお近くの年金事務所において、配偶者と併せて、ご自身で手続を行ってください。

また、60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の保険料納付済期間がないために老齢基礎年金を満額受給できない場合などで、年金額の増額を希望するときは、60歳以降であっても国民年金に任意加入することができます。

## (2) 医療保険

医療保険は、国民皆保険制度であるため、退職後もいずれかの医療保険に加入することになります。なお、加入に当たっては手続が必要となるため、期限内に行ってください。

退職後、健康保険の適用事業所に4分の3基準以上の勤務で再就職する場合は、勤務先事業所の健康保険制度に加入することになります。

また、再就職先が健康保険の適用事業所ではない場合（例：一定の条件を満たさない個人事業所など）や、4分の3基準未満の再任用短時間勤務職員で前記(1)アの4要件を満たさない場合、又はどこにも再就職しない場合には、居住する市区町村の国民健康保険に加入するか、現在の所属共済組合の任意継続組合員（給付内容は在職中と同じですが、保険料は全額自己負担となります。）となるかを選択することになります（次表参照）。

### 【国家公務員への暫定再任用、定年前再任用短時間勤務の場合】

|     |       |                                                                |                              |
|-----|-------|----------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 再任用 | フルタイム |                                                                | 共済組合                         |
|     | 短時間   | 勤務時間・勤務日数がフルタイムの3/4以上                                          | 共済組合<br>(令和4年9月以前は健康保険)      |
|     |       | 勤務時間・勤務日数がフルタイムの3/4未満で前記(1)アの4要件を満たす職員（雇用期間が2か月を超える見込みがある者に限る） |                              |
|     |       | それ以外の職員                                                        | 国民健康保険<br>又は<br>共済任意継続組合員（注） |

### 【民間企業等への再就職の場合】

|                             |       |                                                                        |                                  |
|-----------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 健康保険<br>の適用事<br>業所であ<br>る場合 | フルタイム |                                                                        | 健康保険（健<br>保）                     |
|                             | 短時間   | 勤務時間・勤務日数がフルタイムの3/4以上                                                  |                                  |
|                             |       | 勤務時間・勤務日数がフルタイムの3/4未満<br>で前記(1)アの4要件を満たす職員（雇用期間<br>が2か月を超える見込みがある者に限る） |                                  |
|                             |       | それ以外の職員                                                                | 国民健康保険<br>又は<br>共済任意継続<br>組合員（注） |
| 健康保険の適用事業所でない場合             |       |                                                                        |                                  |

## 【自営業又は再就職しない場合】

国民健康保険又は共済任意継続組合員（注）

（注） 上記の例で、「国民健康保険又は共済任意継続組合員」に該当する場合であっても、収入が一定額以下であるなどの条件を満たすときは、子等の被扶養者となることができます。

### ア 健康保険

加 入： 再就職先が健康保険の適用事業所である場合は、「組合管掌健康保険（組合健保）」又は「全国健康保険協会（協会けんぽ）」に加入することになります。それぞれ、各組合又は管轄の年金事務所を通じて加入の手続きを行う必要がありますが、手続きは事業所において行います。

保険料： 組合健保の保険料は、各組合が定める保険料となります。

協会けんぽの保険料は、各都道府県別に定める額（令和８年度保険料額表（令和８年３月～）（全国健康保険協会ホームページ：[https://www.kyoukaikenpo.or.jp/about/business/insurance\\_rate/premium\\_prefectures/r08/index.html](https://www.kyoukaikenpo.or.jp/about/business/insurance_rate/premium_prefectures/r08/index.html)））となります。

また、介護保険の第２号被保険者（４０歳以上６５歳未満、１１２頁（３）参照）に該当する方は、介護保険料も併せて納付することになります。

このほか、令和８年４月からは、子ども・子育て支援金も併せて納付することになります。

医療費の一部負担金：

入院、外来ともに、７０歳未満の者は医療費の３割（義務教育就学前の被扶養者については２割）が自己負担になります。

なお、７０歳から７４歳までの被保険者又は被扶養者については、標準報酬月額が２８万円未満の場合、医療費の自己負担額は２割となります。マイナ保険証を利用する場合は、高齢受給者証等を提示する必要はなく、当該自己負担割合が適用されます。マイナ保険証を保有していない場合は、加入している健康保険から、負担割合等が記載された資格確認書又は高齢受給者証が交付され、医療機関等の窓口でこれらを提示することにより、当該自己負担額が適用されます。

## イ 国民健康保険

加 入： 退職日の翌日から14日以内に居住する市区町村の国民健康保険担当窓口で手続を行ってください。国民健康保険は、前の保険が終了した日の翌日に遡って適用されますが、手続が遅れた場合には、保険給付が一時的に差し止められたり、延滞金の支払いを求められたりすることがありますので、注意が必要です。

保険料： 保険料は、各市区町村によって異なります（基本額、前年所得による額又は前年の住民税額による額、世帯人員等による額などにより算出されます。）。また、前記アと同様に、介護保険の第2号被保険者に該当する方は、介護保険料も納付することになります。

医療費の一部負担金：

入院、外来ともに、70歳未満の方は医療費の3割を自己負担することになります。70歳から74歳までの被保険者については、2割（現役並み所得者の場合は3割）を自己負担することになります。

75歳（一定の障害と認定された場合は65歳）になると後期高齢者医療制度の被保険者となり、後期高齢者医療制度の「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」が、居住する市区町村が加入する後期高齢者医療広域連合から交付されます。この場合の医療費の自己負担割合は、一定以上の所得がある方は2割（一般所得者等の場合は1割、現役並み所得者の場合は3割）となります。

（注1） 一定以上の所得がある方：課税所得が28万円以上であり、かつ、「年金収入＋その他の合計所得金額」が、単身世帯の場合は200万円以上、複数世帯の場合は合計320万円以上の人

（注2） 現役並み所得者：世帯に課税所得が145万円以上の人がある、かつ、高齢者複数世帯の収入の合計が520万円以上（高齢者単身世帯の場合は383万円以上）の人

## ウ 共済組合の任意継続組合員制度

加 入： 退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方は、2年間を限度として任意継続組合員になることができ、引き続き短期給付（一部の給付等を除く）及び福祉事業を利用することができます。

任意継続組合員となることを希望する方は、退職した日から20日以内に「任意継続組合員となるための申出書」及び「被扶養者申告書」を退職時に所属していた共済組合に提出します。

掛 金： 任意継続組合員となった場合の掛金は、いわゆる事業主（国）負担分も含めて本人が負担します。

## ① 任意継続組合員の掛金

掛金は、次の計算式により、任意継続掛金の月額が決定されます。

$$\text{標準報酬月額} \times (\text{短期共済掛金率} + \text{福祉掛金率} (+ \text{介護掛金率}))$$

標準報酬月額は、(1)退職時の標準報酬月額と、(2)前年の9月30日現在における所属共済組合の全組合員の平均標準報酬月額のうち、いずれか低い額となります。

任意継続組合員は、いわゆる事業者負担分（国等の負担金分）も併せて納付することになるため、掛金額は現役時の約2倍になります。

なお、掛金は、任意継続組合員となった日の属する月から納付することになります。

## ② 掛金の前納

掛金をまとめて前納する場合には、本来の掛金額に、年4.0%の利率による複利現価法による率を乗じて計算されます（例：12か月分を前納する場合は、「11.748502」を1月の掛金額に乗じて得た額。）。

なお、前納一括払いを行う場合には、退職年度内において、各共済組合が指定する日までに掛金を払い込む必要があります。

### 【国民健康保険の被保険者と共済組合の任意継続組合員との保険料の比較】

国民健康保険の保険料は、前年の所得に所得割税率を乗じて計算されます。そのため、退職直後の1年目の保険料は、退職前の比較的高い所得を基礎として計算されることから、一般的に、共済組合の任意継続組合員となった場合の保険料よりも高くなる傾向があります。

2年目については、就業の有無や就業形態（例えば、週20時間未満の定年前再任用短時間勤務・短時間暫定再任用、又は再就職先での勤務形態など）によって異なりますが、収入が減少した場合には、1年目の保険料が維持される共済組合の任意継続よりも、減少後の収入を基に再計算される国民健康保険の保険料の方が低くなることもあります。なお、保険料は市区町村によって異なります。

また、1年目は共済組合の任意継続組合員となり、2年目は国民健康保険に加入することも可能です。

ただし、定年の段階的引上げに伴う役職定年等により、退職前の収入が下降局面に入っている場合には、一概に比較することが難しいケースもありますので、退職前（共済組合員資格喪失前）に、所属する共済組合及び住所地の市区町村の

担当窓口で照会して確認し、事前に十分な検討・準備を進めておいてください。

## エ 子等の医療保険の被扶養者になる場合

退職後、再就職をせず、健康保険、国民健康保険、又は共済組合の任意継続組合員のいずれにも加入せず、子等の家族に扶養される場合は、当該家族が加入している保険制度の被扶養者となります。

社会保険上において、同居している子の扶養となるためには、60歳以上の方又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害を有する方の場合、年収180万円未満で、かつ、親の年収が子（被保険者）の2分の1未満であることが要件となります。それ以外の者については、年収130万円未満で、その年収が子（被保険者）の2分の1未満であれば対象となります。

また、別居している場合には、親の収入が子（被保険者）からの仕送り額より少ないことが必要となります。

なお、社会保険上の扶養には年齢制限があり、75歳以上の方は子の扶養家族になることができません（75歳以上になると後期高齢者医療制度に加入することになり、扶養する人とは異なる公的医療保険制度の被保険者となるため）。

## オ 後期高齢者医療制度

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年4月から開始された制度です。高齢化に伴い、医療費の増大が見込まれる中、高齢者と若者世代との負担の明確化等を図る観点から、75歳（一定の障害と認定された場合は65歳）になると後期高齢者医療制度の被保険者となります。

被保険者には、後期高齢者医療制度の「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」が、住所地の市区町村が加入する後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）から交付されます。医療費の自己負担割合は、一般的な所得者の場合は1割（一定以上の所得がある場合は2割、現役並みの所得者の場合は3割）となります。これまでに加入していた医療保険（国民健康保険、被用者保険）から脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

### ① 運営主体

都道府県ごとに、全ての市区町村が加入する広域連合

### ② 被保険者

広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者

65歳から74歳の方で、広域連合から障害認定を受けた方

### ③ 被保険者資格の取得

資格取得日：75歳に達した日（誕生日の当日）

障害認定の場合：保険者が障害認定した日

- ④ 資格情報のお知らせ又は資格確認書の交付  
被保険者へ1人につき1枚交付

- ⑤ 保険料

保険料は、【医療分】と【子ども分】（※）とで構成され、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額（年間保険料額は【医療分】と【子ども分】を計算し、それぞれで100円未満を切り捨てた後の合計額）となります。

※ 【子ども分】は、令和8年度から施行された、こどもや子育て世帯を社会全体で支えるため、高齢者を含む全ての世代や企業が拠出する「子ども・子育て支援金」です。

保険料の徴収は、原則として被保険者の年金支給額から特別徴収（天引き）されますが、手続を行うことで口座振替とすることも可能です。

令和8年度の保険料（全国平均）は、次のとおりとなる見込みです。

【医療分】（令和8・9年度）（最高限度額：85万円）

- ・ 被保険者均等割額（年額）：56,083円（月額）：4,673円
- ・ 所得割率：10.17%
- ・ 平均保険料額（年額）：95,875円（月額）：7,989円

【子ども分】（令和8年度）（最高限度額：2万1千円）

- ・ 被保険者均等割額（年額）：1,351円（月額）：112円
- ・ 所得割率：0.25%
- ・ 平均保険料額（年額）：2,333円（月額）：194円

- ⑥ 医療費の自己負担割合

一般所得の方：入院、外来とも、原則として医療費の1割

一定以上所得のある方（前記イ（注1）参照）：2割

現役並み所得の方（前記イ（注2）参照）：3割

### (3) 介護保険

介護保険は、高齢化の進展に伴い生じる心身の変化に起因する疾病等により、「要介護状態」又は「要支援状態」にある人が日常生活を営むために必要な介護サービスを受けることができる公的社会保険です。40歳以上の人を被保険者とし、市区町村が保険者として運営する、強制加入の地域保険制度です。被保険者は、65歳以上の「第1号被保険者」と、40歳以上65歳未満の医療保険加入者である「第2号被保険者」に区分されています。

## ア 保険料

第1号被保険者の保険料は、市区町村毎に3年に1回、条例で定められる基準額（参考：第9期（2024～2026年）の基準額（月額）の全国平均6,225円）を基に、本人や世帯の所得状況等に応じて段階的（標準13段階：基準額×0.455～2.4）に設定されており、原則として年金支給額から徴収されます。

また、第2号被保険者の保険料（協会けんぽの場合：標準報酬月額等に対して1.62%（令和8年度）、組合健保及び共済短期組合員は各組合が定める率、国民健康保険は各市区町村が定める額（令和8年度の平均額（見込額）：6,360円／月）は医療保険の保険料と一体的に徴収されます（108頁(2)ア参照）。

## イ 介護サービスの利用

介護サービスを利用できるのは、

- ・ 第1号被保険者の場合、寝たきりや認知症などにより日常生活において常時介護を必要とする「要介護状態」又は、家事や身支度等の日常生活に支援を必要とする「要支援状態」にある65歳以上の者
- ・ 第2号被保険者の場合は、初老期における認知症、脳血管疾患等、加齢に伴う16種類の疾病（特定疾病）により、「要介護状態」又は「要支援状態」にある40歳以上65歳未満の者

であり、申請を行い、「要介護」又は「要支援」の認定を受ける必要があります。

## ウ 自己負担割合

介護サービスを受ける際の利用者の自己負担割合は、第1号被保険者については1～3割で、本人の所得や世帯の収入に応じて判定されます（本人の合計所得金額が160万円未満の場合：1割、160万円以上220万円未満の場合：世帯の収入状況に応じて1割又は2割、220万円以上の場合：世帯収入に応じて1～3割）。また、第2号被保険者の自己負担割合は1割と定められています。

（参考情報） 「高齢社会への心構えと介護の基礎知識」と題した寄稿文を資料編（207頁）に掲載していますので、ご参照ください。

## (4) 雇用保険

### ア 加入資格

定年後に暫定再任用職員となった場合や、民間企業に再就職した場合には、次の①、②のとおり、雇用形態、雇用期間に応じて雇用保険の被保険者となり、保険料を負担することになります。

① フルタイム勤務で再就職した（又は暫定再任用された）場合

通常の労働者（正規の従業員）と同様の勤務形態である場合には、通常、1週間の所定労働時間が20時間以上となるため、31日以上雇用見込みがあれば、再就職した日から雇用保険の被保険者となります。

② 短時間勤務で再就職した（又は暫定再任用された）場合

短時間勤務の場合には、31日以上引き続いて雇用される見込みがあり、かつ1週間の所定労働時間が週20時間以上の場合に被保険者となります。

雇用契約の内容（雇用契約の更新の有無等）により、31以上の継続性があると判断される場合には雇用の当初から被保険者となります。一方、雇用期間が30日であるなど、雇用契約の内容から31日未満であることが明らかな場合には被保険者とはなりません。その後、31日以上雇用される見込みとなった場合には、その時点から被保険者となります。

イ 保険料率（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

雇用保険料は、労働者（被保険者）と事業主がそれぞれ一定割合を負担します。

|            | 被保険者負担<br>(A) | 事業主負担<br>(B) | 雇用保険料率<br>(A) + (B) |
|------------|---------------|--------------|---------------------|
| 一般の事業      | 5/1,000       | 8.5/1,000    | 13.5/1,000          |
| 農林水産・清酒製造業 | 6/1,000       | 9.5/1,000    | 15.5/1,000          |
| 建設の事業      | 6/1,000       | 10.5/1,000   | 16.5/1,000          |

ウ 基本手当（いわゆる失業保険）

① 受給要件

雇用期間が終了し離職し、次の要件を満たす場合には、求職者給付として基本手当を受給することができます。

- ・ 原則として、離職前2年間に被保険者期間（※）が12か月以上あること
- ・ 就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力を有しているにもかかわらず、職業に就くことができない「失業の状態」にあること

※ 「被保険者期間」とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていた期間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上又は時間数が80時間以上ある月を1か月として計算します。

② 給付額

被保険者期間が10年未満で、60歳から64歳までに退職した場合の基本手当日額は、賃金日額の45～80%に相当する額（上限7,830円（令和8年8月1

日～) ) となります。また、支給日数は離職時の年齢、被保険者期間及び離職理由に応じて90～360日の範囲で決定されます(例：被保険者期間が10年未満で自己都合退職の場合は90日)。なお、倒産・解雇等により離職を余儀なくされた者等には、受給資格要件等の特例が設けられています。

③ 公的年金受給の際の支給停止

雇用保険から基本手当を受給する場合には、65歳に達するまでに支給される老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金又は繰上げ支給の老齢厚生年金)の支給が停止されますので、ご注意ください。

【支給停止の例】

65歳前に退職し、4月に求職の申込みをした場合(基本手当の支給日数90日)

|              |      |     |      |    |    |    |
|--------------|------|-----|------|----|----|----|
| 基本手当<br>年金給付 | 3月   | 4月  | 5月   | 6月 | 7月 | 8月 |
|              |      | ▲ ▲ |      |    | ▲  |    |
|              |      | 退職  | 求職   |    | 満了 |    |
|              |      |     | 受給   |    |    |    |
|              | 一部支給 | 支給  | 支給停止 |    |    | 支給 |

エ 高年齢求職者給付金

① 受給要件

65歳の誕生日前日以降に退職した場合、雇用保険の基本手当(いわゆる失業保険)は受給できませんが、次の要件を満たす場合には、代わりに高年齢求職者給付金を受給することができます。

- ・ 離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上あること
- ・ 求職したものの職業に就くことができない「失業の状態」にあること

② 給付額

被保険者であった期間が1年未満の場合は、賃金日額の50～80%に相当する額(上限7,450円(令和8年8月1日～))の30日分、1年以上の場合は50日分が支給されます。

③ 支給制限

受給期間は離職の日の翌日から1年です。求職申込みが遅れた場合には、失業の状態認定等のための待機期間があることから、給付日数の一部又は全部を受給できなくなる可能性があります。

なお、本来支給される老齢厚生年金との併給は可能です。